

令和7年度食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち省力化技術導入支援事業に係るQ & A

I. 応募者の要件に関して

I-1 補助対象者は中堅・中小企業に限るとあるが、その定義を教えてほしい。

中堅・中小企業（常時使用する従業員（パート、アルバイト及び当該事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）の従業員を含む。）の数が2000人以下の事業者をいう。）に限る。

（注1）子会社とは、親会社が形式的に50%超の議決権を有している場合や、実質的に財務及び事業の方針の決定を支配している場合などに、支配されている側の会社をいいます。

（注2）親会社が50%超の議決権を有している子会社の場合、親会社を含めた全体の従業員数が2000人以上となると、対象外となります。

I-2 外食事業者も補助対象となりますか。

外食事業者であっても、自社で食品製造を営んでいる場合には、補助対象となります。参考：省力化技術導入支援事業実施要領第2第3項。

I-3 飲料製造業、酒造製造業、食品添加物製造業は対象ですか。

飲料製造業、酒造製造業は対象となります。食品添加物（厚労省所管）は、当事業では対象としていません。

2. 要件（1）「省力化実行計画」について

2-1 省力化実行計画は何か、具体的に教えてほしい。（P）

省力化実行計画は、具体的に人手に頼ってきた工程を見直し、作業時間の削減・労務軽減していくための取組について、今後数年間で実施していく内容を整理した計画のことです。

単なるアイデアではなく、目標を定めて、その目標達成に向けて具体的に何を実施し、そしてどのように横展開を実施していくかを明確にし、実際に実行していただくものです。

2-2 省力化実行計画は全ての項目を埋める必要があるか。

全ての項目を記入する必要があります。

2-3 省力化実行計画は審査に影響するか。

審査に関係します。しっかり記入し、当省の施策の関連性・寄与が高いほど審査の評点が高くなり有利となります。

2-2 定量的目標を達成しなかった場合にはどうなるか。

「定量的目標」及び「横展開に関する事項」については、本補助金の活用に当たっての成果目標として位置づけられます。この成果目標が達成出来なかった場合には、省力化技術導入支援事業実施要領第9第3項に基づき、目標達成に向けて、改善状況を報告していただくことになります。

3. 要件(2)「生産効率」について

3-1 生産効率は導入設備単体で計算するのか、もしくは生産ライン又は工場全体で計算するのか。

導入する機械設備を含む生産ラインに対する生産効率の向上を対象として計算してください。

3-2 生産効率が3%／年以上とはどういうことですか。

別記様式第3号「生産効率の向上計画_生産効率計算シート」で算出された労働生産性の向上率(E42セル)が、103%以上となることとします。

3-3 新規製品の製造ライン導入の場合、導入前の数値はどのように記入しますか。

既存設備で製造した場合で算出する等、導入設備の新規性・先導性による向上率が分かるように記入してください。

4. 要件(3)導入設備について

4-1 販売後4年以上の機械設備は対象外ですか。

販売後4年以上の機械設備は対象外となります。また、新製品として開発した機械設備だけではなく、開発後に改良された場合は、改良後4年未満であれば対象となります。

4-2 対象機器は例示されたもの以外でも対象となりますか。

PR資料の中で対象機械設備として挙げているものは、あくまでも例示したもので、補助対象は例示したものに限定されたものではありません。製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技术(機械設備等)の導入であれば対象となります。

4-3 オーダーメイドの設備も対象となりますか。

設備メーカーとの共同開発による特注設備等、オーダーメイドも対象となります。ただし、販売後4年未満であることが必要です。別記様式第5号にて、新技术であることをメーカーが証明をお願いします。

5. 補助対象経費の範囲について

5-1 機械設備以外の費用も対象になりますか。

機械設備の設置、システム構築費、エンジニア経費が主に対象となります。リース・レンタル料は補助対象外となります。

6. 申請や採択後の予定について

6-1 公募の今後のスケジュールを教えてほしい。機械の設置はいつまでに行う必要がありますか。

現時点では、以下のような予定をしております。

令和8年2月上見込み：採用通知

令和8年2月下旬～3月上旬見込み：交付決定

令和8年3月31日：事業完了(＝設備の設置・支払い完了)

※スケジュールについてご質問がある場合には、最後のページのお問い合わせ先までご連絡いただければと思います。

6-2 今回の事業について、追加公募の予定はありますか。

現時点では予定しておりません。

6-3 機械の設置後に報告は必要ですか。

必要です。具体的には、「事業成果状況報告書」を、令和8年度及び令和9年度に提出していただきます。

7. 申請書類に関して

7-1 設備の見積書の提出は必要ですか。

公募段階では必要ありませんが、採択通知後には提出が必要ですのでご準備ください。相見積もりは2件以上の準備をお願いします。

7-2 別記様式第1号別添1「課題提案書(応募者に関する事項)」の「食品製造関連データ」の表については、工場全体のデータ、導入設備に対するデータのどちらを記入するのか。

設備導入する工場全体のデータで記入ください。

7-3 別記様式第1号別添2「課題提案書(取組内容に関する事項)」について。

7-3-1 ③「自社の生産性向上の実績」とは、導入する生産ラインについてか。

機械設備の導入を検討している生産ラインにかかわらず、社内で行われた生産性向上の取組について記入してください。

7-3-2 「加算的要素」の「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」は必ず出さないといけないのか?これから導入する設備だと取得できないが。

当該証明書については必須ではありません。当事業で申請する機械設備が過去に当該証明書を得している場合には、別記様式第5号のとおり、ユーザー連絡先を黒塗りして添付してください。

7-3-3 別添3「経費内訳書」の国庫補助金欄はどのように書くのか。

事業費の合計額(税抜) × 1/2 = 国庫補助金、となります。税は自己負担の方に含めます。

7-3-4 別添3「経費内訳書」に値引き額は記載するか。

採択後の見積もり額と整合性がとれるように記載してください。必要であれば値引き額も記載ください。

7-4 別記様式第3号「生産効率の向上計画_生産効率計算シート」はどのように書くのか。

設備導入前後の製造量、労働人数、労働時間、その他の事項についてはもしあればご記入をお願いします。導入後については見込みの数値で問題ありません。

7-5 別記様式第4号「生産効率の向上計画_費用対効果計算シート」はどのように書けばいいか。

設備導入に要した事業費を回収し、黒字化するまでの期間を「回収期間」にご記入ください。備考欄には算出根拠をご記入ください。

7-6 別記様式第5号「新技術に関する証明書」はだれが書くのか。

導入する設備のメーカーや商社に発行を依頼してください。その場合、押印は必要ありません。

7-7 別記様式第6号「補助事業者の概要」はどうのように書けばいいか。

こちらは応募者が法人格を有しない団体である場合に提出する書類です。株式会社など、一般的な企業は提出不要です。

8. その他

●海外の工場も対象となるか。

日本国内に限ります。

問い合わせ先

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

原材料調達・品質管理改善室

TEL : 03-6744-2089 E-mail : kaizen@maff.go.jp